

宮城県上工下水一体官民連携運営事業における 運営権者が行う業務の運営の状況等の報告について

運営権者が行う業務の運営の状況等について、公営企業の設置等に関する条例第29条（議会への報告等）に基づき報告するもの。

1 令和5年度における運営権者の運営状況及びセルフモニタリング結果について

(1) 運営状況について

令和5年度においては、令和4年度の知見を活かし、安定的な事業運営を行うことを最大の目的として経営を行った。

令和5年4月に大崎広域水道用水供給事業において、要求水準で定められた水質を逸脱する事案が発生したが、運用体制の見直しや状態監視の強化を図るなど再発防止に努めた。

また、エネルギー価格の高止まりなどマイナス要因の事業環境が、維持管理及び改築業務の遂行に影響を及ぼしたものの、年度を通じて経費削減取り組んだことや、大きな費用が必要となる突発的な事象が発生しなかったことなどから、年間計画に示した利益水準を上回る経営成績となった。

(2) セルフモニタリング結果について

セルフモニタリングは、確認様式（チェックシート）を用いて、各部門による一次モニタリング、会議体による二次モニタリングを行った。

要求水準違反レベル3に該当した不適合1件に対して、是正措置を講じた。

2 令和5年度における県のモニタリング結果について

年間を通して概ね計画通りに運営がなされている。また、要求水準違反により改善命令を通知した事案が発生しているが、本事案以外は概ね要求水準を満たしている。

運営権者においては、令和5年度の指摘や業務経験を踏まえ、より一層ヒューマンエラーの防止及びインシデントの発生防止に努めるとともに、運転管理上の不備や施設の不具合、天候の影響等があった場合でも安定した事業運営が行えるよう、引き続き技術力や危機対応能力の向上、関係機関との連携体制の強化が必要である。

県としても運営権者との連携を一層強化しながら、積極的な助言・指導を行い、安定的な事業運営の確立に努力していく。

3 令和5年度における運営権者の行う業務の運営に関する調査審議について

(諮問・答申)

運営状況並びに運営権者及び県によるモニタリングの適正性について、令和5年8月1日付けで経営審査委員会委員長へ諮問し、令和6年8月30日の委員会による審議を経て、令和6年9月18日付けで「適正と認める」旨の答申を受領した。

添付資料

1 運営権者の行う業務の運営に関する調査審議について (答申)

(令和6年9月18日 宮城県企業局経営審査委員会委員長)

2 運営権者の行う業務の運営に関する調査審議について (諮問)

(令和5年8月1日 宮城県公営企業管理者)

3 宮城県上工下水一体官民連携運営事業

モニタリング結果年次報告書 (令和5年度)

(令和6年8月9日 宮城県企業局水道経営課)

4 宮城県上工下水一体官民連携運営事業 (みやぎ型管理運営方式)

令和5年度年間業務報告書 (法人・個別事業統合版) 公開版

(令和6年6月28日 株式会社みずむすびマネジメントみやぎ)

5 宮城県上工下水一体官民連携運営事業 (みやぎ型管理運営方式)

令和5年度セルフモニタリング結果報告書

(令和6年6月28日 株式会社みずむすびマネジメントみやぎ)